

自己負担限度額（月額）、入院時の食事代

自己負担割合	所得区分		医療費の自己負担限度額（月）		入院時食事代の標準負担額（1食あたり）	
			外来＋入院（世帯単位）			
3割	現役並み所得者 (注1)	住民税課税所得 690万円以上の人	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% (注3) 【 140,100円 】		460円	
		住民税課税所得 380万円以上の人	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% (注3) 【 93,000円 】			
		住民税課税所得 145万円以上の人	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% (注3) 【 44,400円 】			
1割	所得区分		外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)	下記以外の指定難病患者等	260円
	一般 (現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人)		18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (注3) 【 44,400円 】		
	低所得者Ⅱ (世帯全員が住民税非課税の低所得者Ⅰ以外の人)		8,000円	24,600円	90日までの入院	210円
					過去12か月で90日を超える入院(注4)	160円
低所得者Ⅰ (注2)			15,000円	100円		

(注1) 住民税課税所得が145万円以上の被保険者と同じ世帯の被保険者。ただし、被保険者の収入合計額が以下の場合は申請することにより「一般」の区分となります。

- ・ 同じ世帯に被保険者が一人で、収入が383万円未満の人
- ・ 同じ世帯に被保険者が二人以上で、被保険者の収入の合計が520万円未満の人
- ・ 同じ世帯に被保険者が一人で収入が383万円以上でも、世帯内に70歳以上74歳以下の人がいる場合、その人も含め収入の合計が520万円未満の人

(注2) 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は80万円、給与所得のある人は、所得税法により算出した給与所得の金額から10万円）を差し引いたときに0円となる人

(注3) 過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額の上限に達した場合4回目から該当となり、上限額が【 】の金額になります。

(注4) 限度額適用・標準負担額減額認定証（低所得者Ⅰ以外）の認定期間中の入院日数が対象